

ひけり、其後慶長中に、遼國の王、毎年使して我國の馬賜らむ事を、請ひし書數通を得しに及びて、噶蘭陀人の言、誣ひざりし事は知りたりき、凡は世のつねに見もし聞きもしつる事は、その常に習ひて、さのみには覚えず、又近きをいとひて、遠きを貴ぶ事も人の心なり、こゝろすべき事也と思へば、こゝに附し註しぬ。

〔物類稱呼二動物〕馬むま 下總國にてはまあとよぶ、同國猿嶋郡及び下野國にてはまあめといふ、其外此國にて蚊め、とんぼめなど、下にめの字を付てよぶ、○申 牡馬を伊勢國にてまる馬といふ、牝馬を奥州南部にてかけだといふ、西國及四國又は上總にてだまとも、だ馬ともいふ、駄は和名におひむま、今いふ小荷駄なり、又諸國にてざふやくと云、其意は、軍馬に用ひず、もろくの雜役につかふ故也。

〔本草綱目譯義五十九〕馬 ムマ ミ、ノケモノ 古名 イナヲ、セドリ 古歌 マア 下總 マアメ  
下野 雄 フマルム マイセ 女 フカケタ 南部 ダマ 西國 ダンマゾウ ヤク 雲州、京ニ、メム マツ  
本條 一名君耳 法言 三公 甘朱 四足仙人 同 赭暨兒 同 爺屈良 同 木罕 同 聾虫 同 雌馬  
同 軃馬 卑雅 小馬 同 驃訓 蒙

〔古事記上〕片御手者、繫御馬之鞍、片御足踏入其御鎧而歌曰、○下

〔古事記傳十一〕馬は、和名抄には無萬とあれど、書紀雄略卷歌にも、字麼とありて、古言は皆然り、但和名抄などにも、牡馬を手萬、牝馬を米萬、駒を古萬とある例の如く、御馬は美馬と訓べし、萬葉五二十に、美麻知可豆加婆御馬近者なりとあり、

〔塵袋四〕一 牝馬ヲ駄ト申スハ、駄ヲヤガテメムマトヨム歟、メムマトハ驛、日本紀ニハ、草馬ノニ、トモ駄トモカク、サレドモ駄ノ字ヲバオホストヨム、雜物ヲセナカニオホスルナリ、サレバ牡馬ナリトモ物ヲオホスルホドノ馬ヲバ、駄トモナドカ云ハザラム、ナレドモ、カヤウノ事ハ、イヒナ